

近畿大学薬友会 会則

令和8(2026)年6月6日改訂

第一章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、近畿大学薬友会(以下「本会」という。)と称し、事務所を近畿大学薬学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、卒業生相互の交流と連携を深め、会員の資質向上及び後進の育成を図るとともに、近畿大学薬学部の名誉を高揚し、その発展並びに薬学及び医療の向上に寄与することを目的とする。

第二章 会員

(会員)

第3条 本会は、正会員、学生会員、特別会員及び準会員をもって構成する。

(会員の種類)

第4条 正会員は、近畿大学薬学部を卒業した者及び近畿大学大学院薬学科研究科を修了した者とする。

2 学生会員は、近畿大学薬学部に在学する者及び近畿大学大学院薬学研究科に在籍する者とする。なお、学生会員のうち、所定の終身会費を納めた者を終身会員と称する。

3 特別会員は、正会員を除く近畿大学薬学部教職員並びに会長が指名する近畿大学校友会会員及び近畿大学教職員とする。

4 準会員は、近畿大学薬学部を中途退学した者とする。

第三章 役員等

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長
- 副会長(筆頭副会長を含む。)
- 常務理事
- 理事
- 会計監事
- 代議員

(役員を選任)

第6条 会長は、理事会において選出し、代議員会の承認を得た者とする。

2 副会長(筆頭副会長を含む。)、常務理事及び理事は、会長が任命する。

3 会計監事は、代議員会において選出する。

(代議員)

第7条 代議員は、原則として、各期同窓会から選出された4名以内があたる。ただし、医療薬学科及び創薬科学科の2学科における各期同窓会からは、それぞれの学科に在学した者を2名以内ずつ選出する。

2 各期同窓会において、代議員が欠けたとき、又は全員が欠けるに至ったときは、会長が当該期同窓会の代議員を指名することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、本会の運営に必要な書記、会計、総務等に関する会務を分担して掌理する。なお、副会長のうち筆頭副会長の職にある者は、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 常務理事は、会長の指示により本会の会務を執行する。

4 理事は、本会の会務を担当する。

5 会計監事は、本会の会計及び財産の状況を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長)

第10条 近畿大学薬学部学部長の職にある者を名誉会長とする。

2 名誉会長は、各会議に出席し、意見を述べることができる。

(顧問)

第11条 本会の目的達成のために助言をなしうる者を顧問として置くことができる。

2 顧問は、会長会の推挙により、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、各会議に出席し、意見を述べることができる。

第四章 会議

(会議の種類等)

第12条 本会に代議員会、理事会及び会長会を置く。

2 各会議は、会長が招集する。

3 各会議における議決は、出席した構成員の過半数とする。

4 会長は、必要に応じて会員及びその他の者を各会議に招き、意見を述べさせることができる。

(代議員会)

第 13 条 代議員会は、本会の最高議決機関とする。

2 代議員会は、会長、副会長、常務理事、理事及び代議員をもって構成する。

3 代議員会は、原則として毎年 1 回開催するものとする。

4 学生会員の代表者として4名以内が、代議員会に出席することができる。

(臨時代議員会)

第 14 条 臨時代議員会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の過半数から要求があった場合に開催する。

(理事会)

第 15 条 理事会は、本会の執行機関とする。

2 理事会は、会長、副会長、常務理事及び理事をもって構成する。

(会長会)

第 16 条 会長会は、本会の企画機関とし、基本的な運営方針等を決定する。

2 会長会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

第五章 会計

(経費)

第 17 条 本会の経費は、会員が負担する。

(会計報告)

第 18 条 会計を担当する副会長は、理事会及び代議員会において、会計報告をするとともに、会計監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第六章 会費

(会費)

第 20 条 本会の会費は、次のとおりとする。

一 学生会員の年会費は、免除する。ただし、終身会費を納める場合は、次のとおりとする。

イ 医療薬学科生は、50,000 円とする。

ロ 創薬科学科生は、30,000 円とする。

二 正会員及び準会員の年会費は、3,000 円とする。ただし、終身会費を納めた者の年会費は、免除する。

三 特別会員の年会費は、免除する。

- 2 前項に定めるもののほか、特別会費及び寄付金を募ることができる。
- 3 本会に納められた会費及び寄付金は、原則返還しない。

第七章 同期同窓会及び支部

(同期同窓会)

第 21 条 同期同窓会は、それぞれの同期同窓生をもって構成する。

- 2 前項の定めにかかわらず、医療薬学科及び創薬科学科に在学した者は、それぞれの学科の同期同窓会を組織することができる。

(支部)

第 22 条 本会に、卒業生相互の親睦を深め、本会の目的を達成するために支部を組織することができる。

- 2 支部は、原則として下表の区分に基づくものとする。

広域支部(ブロック)	複数の都道府県をまたぐ広域的な区域
都道府県支部	都道府県単位の区域
地域支部	単一若しくは複数の市町村単位、又は職域・職種等による特定の地域

第八章 補則

(会則の改廃)

第 23 条 本会則は、第 13 条第 3 項の定めにかかわらず、代議員会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改廃することができない。

(委任)

第 24 条 本会則に定めるもののほか、本会運営について必要な事項は、会長会の議決を得て、会長が別に定めることができる。

附則

昭和 40 年 5 月 1 日 制定

昭和 41 年 3 月 1 日 一部改正

昭和 53 年 6 月 1 日 一部改正

平成 5 年 6 月 1 日 一部改正

平成 11 年 9 月 11 日 一部改正

平成 24 年 11 月 1 日 一部改正

平成 26 年 11 月 20 日 一部改正

令和 8 年 6 月 6 日 一部改正